高松市補助金等の見直し方針

平成22年10月

高　松　市

目　　次

1　見直し方針策定の趣旨……1

2　見直しの視点……1

3　重点見直し対象……2

4　基本的見直し基準（形式的基準）……2

5　性質に応じた見直し基準（実質的基準）……3

6　各基準の一覧……4

１　見直し方針策定の趣旨

補助金等は，その効果的な活用により，地域の活性化や産業の振興など，様々な行政課題の解決に有効な手段となることから，本市の各種施策を展開する上で，重要な役割を果たしてきている。

しかし，一方において，補助が長期化し，既得権化の傾向が見受けられたことなどから，平成１６年９月に「高松市補助金等交付システム見直し基準」を策定し，毎年度の予算編成時等に見直しを行ってきたところである。

２２年度の当初予算に計上した補助金等は，一般会計，特別会計を合わせて５５０件に上っており，未だに交付が長期化しているものや高い補助率のまま推移しているものなど，見直しが必要と考えられるものも数多く見受けられることから，更に適正な執行を図り，透明性を確保するため，より踏み込んだ補助金等の見直し方針を定めるものである。

２　見直しの視点

補助金等の見直しに当たっては，事業の公益性・必要性，効果性，適格性，および妥当性の４つの視点に留意し，検証を行うものとする。

⑴　公益性・必要性

ア　事業活動の目的・内容などが明示され，かつ社会経済情勢に合致すること。

イ　効果が，特定の者のみの利益に供するものでなく，広く市民生活の向上に貢献するものであること。

ウ　市民と行政の役割分担の中で，真に補助すべき事業・活動であること。

⑵　効果性

費用対効果が高いものであること。

⑶　適格性

ア　交付先団体等の会計処理及び補助金等の使途が適切であること。

イ　補助金等の額が，その団体等の繰越金額および活動費と比べて適正であること。

⑷　妥当性

ア　補助対象経費の範囲は妥当であること。

イ　類似の事業や補助目的を同一にするものが他にないこと。

３　重点見直し対象

見直し対象は，本市が交付するすべての補助金等とするが，特に見直しの必要性が高いと思われる次の４項目に該当する補助金等については，重点的に見直しを行うものとする。

⑴　補助事業開始から１０年以上経過するもの。

⑵　補助金等の額が，事業費の１０％未満のもの，または１／２を超えるもの。

⑶　補助金等の額または補助割合が，３年以上変更のないもの。

⑷　補助金等の交付団体の，直近２か年の決算における繰越金の額が，補助金等の額を超えるもの。

４　基本的見直し基準（形式的基準）

「２　見直しの視点」に立脚した検証を行い，特に見直しの必要性が高いと思われる重点見直し対象に該当する補助金等については，次の４つの基準に基づく見直しを行うものとする。

ただし，行財政改革計画において見直し方針等を定めている場合は，当該方針を優先する。

また，事業仕分けの対象となった事業およびその事業と類似の事業については，仕分け結果を踏まえた上で，本基準に基づいて見直しを行う。

⑴　１０年以上前から補助しているものについては，廃止または３年以内※の終期を設定すること。終期の設定が困難な場合は，補助対象経費を見直し，減額する。

⑵　補助金等の額が事業費の１０％未満であるもの（負担割合が低率）については，廃止する。

また，事業費の１／２を超えるもの（負担割合が高率）については，補助率の引き下げを行う。

⑶　３年以上，補助金等の額（補助割合）を見直していないものについては，補助対象経費を見直し，減額する。なお，状況に応じて３年以内で段階的に減額することができる。

⑷　直近２年の決算における繰越金の額が補助金等の額を超えるものについては，特別な

繰越要因がない限り，減額または補助停止とする。

※本方針において「３年以内」とは，平成２３年度から２５年度までをいう。（以下，同じ。）

５　性質に応じた見直し基準（実質的基準）

補助金等の性質（目的）に着目して，次の６つの類型に区分し，形式的基準と併せて，それぞれの性質に応じ，見直しを行うものとする。

⑴　団体育成・運営支援型補助金等（団体の育成，存続を目的として，団体運営経費の全部または一部を補助するもの）については，自立が見込まれない，または事業効果が上がらないものについては廃止する。

なお，廃止しない場合は，補助対象経費を見直し，減額するとともに，３年以内に下記「⑵事業支援型補助金等」へ移行する。

⑵　事業支援型補助金等（事業の円滑な推進を目的とし，事業内容に応じて補助金等の額を決定し，支出するもの）については，形式的基準に則り，必要な見直しを行う。

⑶　負担軽減型補助金等（低所得者や高齢者等の特定の者を対象に，費用負担の軽減を目的として補助対象経費の全部または一部を補助するもの）については，交付対象者を，真に負担軽減が必要な低所得者に限る。

⑷　イベント開催補助金等（イベントの開催に要する経費の全部または一部を補助するもの）については，その必要性・目的を検証し，目的に沿った内容となるよう抜本的な見直しを行うとともに，企業等からの協賛金や受益者負担を検討することとし，特に補助金等の額が事業費の１／２を超えるもの（負担割合が高率）については，補助率の引き下げを行う。

⑸　法令，協定等により負担割合等が定まっている補助金等については，事業の必要性や効果等の検証を行うとともに，補助割合等について関係機関と協議し，より適正な補助内容となるよう形式的基準に則り，必要な見直しを行う。

⑹　本来，市が行うべき事業に対する補助金等については，事業の必要性や効果等の検証を行うとともに，より適正な補助内容となるよう形式的基準に則り，必要な見直しを行う。

6　各基準の一覧

各基準を表形式にまとめ，見やすくした。

○　形式的基準

	類型	見直し方針
⑴	１０年以上前から補助しているもの	①廃止または３年以内の終期設定
		②困難な場合は，補助対象経費を見直し，減額
⑵	補助金等の額が事業費の１０％未満であるもの	・廃止
	補助金等の額が事業費の１／２を超えるもの	・補助率の引き下げ
⑶	３年以上補助金等の額（補助割合）を見直していないもの	・補助対象経費を見直し，減額（状況に応じ，３年以内で段階的減額も可能）
⑷	直近２年の決算における繰越金の額が補助金等の額を超えるもの	・特別な繰越要因がない限り，減額または補助停止

○　実質的基準

	類型	見直し方針
⑴	団体育成・運営支援型補助金等	①自立が見込まれない，または事業効果が上がらないものについては，廃止する。
		②補助対象経費を見直し，減額するとともに，３年以内に「⑵事業支援型補助金等」へ移行する。
⑵	事業支援型補助金等	・「形式的基準」に則り，必要な見直しを行う。
⑶	負担軽減型補助金等	・交付対象者を，真に負担軽減が必要な低所得者に限る。
⑷	イベント開催補助金等	・イベントの必要性・目的を検証し，目的に沿った内容となるよう抜本的な見直しを行うとともに，企業等からの協賛金や受益者負担を検討することとし，補助金等の額が事業費の１／２を超えるものについては，補助率の引き下げを行う。
⑸	法令，協定等により負担割合等が定まっている補助金等	・事業の必要性，効果等の検証を行うとともに，補助割合等について関係機関と協議し，より適正な補助内容となるよう「形式的基準」に則り，必要な見直しを行う。
⑹	本来，市が行うべき事業に対する補助金等	・事業の必要性，効果等の検証を行うとともに，より適正な補助内容となるよう「形式的基準」に則り，必要な見直しを行う。